プロジェクト IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 本日の審議事項

これまでの経緯

1. 当委員会は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとすることを決定した。

2. その後、当委員会は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に基づき、これまで次とおり審議を行っている。

サステナビリティ基準委員会	内容
第 8 回 （2023 年 2 月 2 日開催）	• 「重要性がある（material）」の定義
第 9 回 （2023 年 3 月 2 日開催）	• 関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示
第 10 回 （2023 年 3 月 16 日開催）	• 法令により開示が禁止されている事項と準拠表明 • 一般目的財務報告及びその主要な利用者
第 11 回 （2023 年 4 月 6 日開催）	• 用語の定義（日本版 S1 基準） • 集約及び分解 • 報告企業 • サステナビリティ関連財務開示の公表承認日
第 12 回 （2023 年 4 月 25 日開催）	• コア・コンテンツにおける 4 つの構成要素並びに開示目的及び開示要求 • バリュー・チェーンに関する情報 • 表示通貨 • 不必要な重複の回避 • 財務上のデータ及び仮定に関する開示 • 見積り及び結果の不確実性に関する開示

3. 2023 年 6 月 26 日に、ISSB から IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表された。

本日の審議事項

4. 本日の委員会では、次の論点についてご審議いただきたい。

(1) 開発にあたっての基本的な方針（審議事項 A1-1）

(2) 報告企業（審議事項 A1-2）

(3) 法令との関係（審議事項 A1-3）

(4) 商業上の機密情報（審議事項 A1-4）

(5) 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性（審議事項 A1-5）

(6) 適正な表示（審議事項 A1-6）

(7) 集約及び分解（審議事項 A1-7）

(8) 合理的で裏付け可能な情報（審議事項 A1-8）

(9) 報告のタイミング（審議事項 A1-9）

(10) 情報の記載場所（審議事項 A1-10）

(11) 関連する財務諸表（審議事項 A1-11）

(12) 他の情報との関係（審議事項 A1-12）

以　上